

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年6月15日まで縦覧に供する。

平成21年4月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人一嘉会

藤沢 一郎

高松市太田下町2689番地13

3 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民や企業に対して、医学・福祉・教育・人権に関する情報をカウンセリング・講演を通じて広く公開し、お互いの情報を交換できる場所、ネットワーク構築を行い、現代社会の複雑化に伴う心の諸問題の発展的改善を目指し、心身の健康と地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。